

平成28年第1回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成28年3月18日  
午後2時 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

## 1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 予算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 1 号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書  
について
- 追加日程 2. 発議第 2 号 精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適  
用を求める意見書について
- 追加日程 3. 発議第 3 号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を  
求める意見書について
- 追加日程 4. 発議第 4 号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求  
める意見書について

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午後 2 時 0 0 分 開議)

○議長 (中西和夫君) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 13 名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程 1. 建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

1 番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長 (宮崎和彦君) それでは、3 月 10 日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、本会議からの付託議案について、1 つ目として、議案第 11 号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例について議題といたしました。斑鳩町観光駐車場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるための改正であると説明されました。委員より、重複して駐車場を利用した場合と指定管理者が別に定める場所及び機関について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

2 番目として、議案第 15 号 平成 27 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について議題といたしました。人事異動による人件費の補正予算であると説明されました。質疑、意見等はありませんでした。満場一致で可決すべきものと決しました。

3 番目として、議案第 17 号 平成 27 年度斑鳩町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について議題といたしました。人事院勧告に伴う人件費の増額補正であるという説明がされました。質疑等はありませんでした。満場一致で可決すべきものと決しました。

4 番目として、議案第 26 号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたしました。斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定につきまして、3 年間、指定管理者に指定し、当該施設の管理を行わせるものであると説明されました。委員より、観光案内所と駐車場の指定管理を一緒にする利点、指定管理者、人件費、シフトについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

5番目として、認定第1号 町道認定及び路線変更についてを議題といたしました。開発道路4路線と位置指定道路3路線、合計7路線と、新たに5路線を町道として認定するとともに、町道2路線を延伸する路線の変更するものであると説明されました。委員より、町と町の境界にまたがる道路について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

6番目として、陳情第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の議会決議についてを議題といたしました。地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から無電柱化の推進に関する法律案の早期成立の意見書を国に提出していただきたいというものであると説明されました。委員より、国会の法制化の状況とそれぞれの負担金について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で採択されました。

続きまして、継続審査について、1つ目として、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進について、理事者より、いかるがパークウェイの整備について、年度予算の報告がありました。委員よりスケジュールの質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。②として、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者より報告事項はありませんでした。委員より、マンションの説明会の情報と町の事前協議について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、各課報告事項についてを議題といたしました。①として、第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画（案）について、委員会所管に係る事案について説明、報告されました。質疑はありませんでした。②として、議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、委員会所管に係る事案について説明、報告されました。委員より、聖徳太子市の補助金について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。③として、公共下水道事業について、工事の進捗状況・申請状況・接続率・供用開始区域、28年度整備予定区域について説明報告されました。委員より、一体的に進める工事の理由とメリット・デメリット、入札参加業者・前受金について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、その他について、委員より、都市計画審議会の開催について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、開会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理しますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがと

うございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程２．厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

２番、小林委員長。

○厚生常任委員長（小林誠君） それでは、去る３月１１日に、本会議より付託を受けました議案等を審査するために厚生常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果について、ご報告いたします。

まず、３月定例会の付議議案について、（１）議案第１４号 平成２７年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について、補正の主な内容は、人事院勧告に伴う給与改定に関するものであり、委員から特段の質疑もなく、本案については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第１６号 平成２７年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について、補正の主な内容は、こちらも人事院勧告に伴う給与改定に関するものであり、委員から特段の質疑もなく、本案については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）陳情第２号 精神障害者の交通運賃に関する請願書について、陳情の趣旨は、ＪＲや大手民営鉄道、航空機など公共交通機関における全国統一の運賃割引制度について、身体障害者及び知的障害者には適用になっているが精神障害者は除外されており、精神障害者も同等に交通運賃割引制度の適用をしていただくよう、国に対して、公共交通事業者に対して適切な措置を講じるよう求める陳情でありました。委員からの質疑、ご意見を取りまとめた結果、陳情書につきましては、当委員会としても満場一致で採択すべきものと決しました。

以上が ３月定例会の付議議案に関する審査の結果であります。

続いて、継続審査について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、審査を行いました。報告内容は１点、ゼロ・ウェイスト宣言までのスケジュールについてであります。今後、審議会で検討、審議をされ、本年１０月ごろにパブリックコメントを計画、本年１２月から来年１月ごろをめどに答申が出される予定であることのご報告でした。委員から、１点、ワークショップについて、２点目、審議会からの答申時期について、３つとして、ごみ問題の啓発活動について質疑があり、理事者から一定の答弁がされております。

次に、各課報告事項について、（１）第４次斑鳩町総合計画・後期基本計画（案）に

ついて、委員からの質疑として、1つ、内部評価や今後の進捗評価について質疑があり、理事者から一定の答弁がされております。

次に、(2) 議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、当委員会の所管に関する補正について審査を行いました。委員からの質疑として、1点、斑鳩町低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金対象者数の見込みについての質疑があり、理事者から一定の答弁がされております。

次に、(3) 斑鳩町低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金について。

次に、(4) 国民健康保険税の課税限度額等の改正について、こちらは委員からの質疑として、改定の経緯についてがありました。今回の改定は、国の政省令の改正による全国一律に行われるものであることの説明がありました。

次に、(5) 後期高齢者医療保険料率等の改正について、委員からの質疑として、改定による影響額についての質問がありました。

以上が、各課報告事項についての概要であります。

最後にその他について、委員から4点ございました。まず1点目、黎明保育所との土地使用貸借について。2点目、社会福祉法人の税制上の優遇について。3点目、斑鳩黎明保育園の平成27年度の収支報告の提出要望がございました。最後に4点目、町立保育所の運営について、今後の方向性についての質疑がございました。

以上が、開会中における厚生常任委員会の概要であります。なお、詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(中西和夫君) 次に、日程3. 総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

7番、嶋田委員長。

○総務常任委員長(嶋田善行君) 去る3月14日 全委員出席のもと総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告します。

まず、本会議より付託を受けました14議案についてであります。この14議案につきましては、当委員会として全て満場一致で原案どおり可決すべきものと決したことを最初にご報告いたしておきます。

では、議案第1号 斑鳩町行政不服審査法施行条例については、行政不服審査法の改正に伴い、斑鳩町行政不服審査会の組織及び運営等の必要事項について定めるものであるとの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

次に、議案第2号 斑鳩町史編さん委員会設置条例についてであります。理事者より、昭和54年の発刊から37年が経過しており、町制施行70周年を機に再編さんに着手するため設置するものであるとの説明がなされました。委員より、編さん委員会の委員構成についてなどの質疑がいたされました。

次に、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。行政不服審査法の改正に伴い、関係する斑鳩町個人情報保護条例の一部改正、斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部改正、固定資産評価審査委員会条例の一部改正、斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正及び斑鳩町町税条例の一部改正を行うものであるとの説明がなされました。

続きまして、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部改正として、条文の項番号の整理を行うものであるとの説明がなされました。委員より、法律改正の趣旨についての質疑がいたされました。

次に、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町行政不服審査会及び斑鳩町史編さん委員会を設置することに伴い、委員の報酬等を定めるための所要の改正を行うものとの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

次に、議案第6号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成27年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が行われ、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、町議会の議員の期末手当の支給月数についての改定を行うとの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に基づき特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴う町長及び副町長の期末手当の支給月数についての改定を行うとの説明がなされました。

議案第8号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。前2議案と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数に

ついでの改正を行うとの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

議案第9号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。前3議案と同様の趣旨で、一般職の職員の勤勉手当の支給月数の改定、給料表の改定、地域手当の支給割合の改定を行うとの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

議案第10号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてであります。すこやか斑鳩・スポーツセンターの附属設備器具として新たにトランポリンを購入するため、その使用料を定めるための改正であるとの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

議案第12号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い所要の改正を行うものとの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、27年度の人事院勧告に準じた人件費の補正や国の補正予算の補助金等を活用した補正であり、歳入歳出それぞれ1億6,504万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ92億1,638万1千円とするものであるとの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

議案第24号 財産の無償譲渡について、し尿処理施設の建設に際し、稲葉車瀬自治会と町との覚書に基づき、自治会集会所の用地を無償譲渡するとの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

議案第25号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者について、斑鳩町文化振興センターの指定管理者として、平成18年度から指定管理者として10年間の実績などを総合的に評価した結果、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を選定したとの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

以上が、付託案件の審査概要と結果であります。

続きまして、継続審査案件であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。本定例会初日にご報告しました内容から大きな変化はありませんでした。

なお、この斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきましては、継続審査案件として、閉会中も引き続き審査を行うことといたしました。



続きまして、各課報告事項についてであります。1つとして 斑鳩町の財務書類（平成26年度決算）について、平成26年度決算の財務書類を取りまとめた資料に基づき、その概要の説明がなされました。委員より、若干の質疑、意見がいたされました。

2つとして、第4次斑鳩町総合計画後期基本計画案について、斑鳩町総合計画審議会に諮問した第4次斑鳩町総合計画後期基本計画案の取りまとめができたため、資料により、その内容の概要説明がなされました。

3つとして 斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、活動提案事業について12団体から応募があり、選考結果、11事業を採択したとのことです。委員より、若干の質疑意見がいたされました。

その他の報告として、公募先着売却による町有地2物件に申込者がなかったこと、今後、公共での利活用も含め再検討していくとのこと。また、町民体育大会は4月17日の日曜日に開催予定であることの報告がなされました。

以上が、各課報告事項の概要であります。

最後にその他として、委員より特段の質疑、意見はありませんでした。

以上が、当委員会の概要報告であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、その後ごらんいただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4. 予算審査特別委員長報告について、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○予算審査特別委員長（坂口徹君） それでは、予算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本定例会初日、本会議から付託を受けました、議案第18号 平成28年度斑鳩町一般会計予算について、議案第19号から議案第22号までの平成28年度各特別会計予算について及び議案第23号 平成28年度斑鳩町水道事業会計予算についての6議案を、去る3月7日、8日、9日の3日間にわたり審査を行いましたので、その概要と審査結果について、ご報告いたします。

まず初めに、一般会計予算総括説明と一般会計歳入全般についての説明を受けた後、一般会計歳出及び特別会計について、各部ごとに、一般会計の各款ごと、また、各特別会計ごとに質疑を行って審査を進めました。

各委員からは、多岐にわたり数多くの質疑、また貴重なご意見、ご提案がございまし

たが、時間の都合上、ここでは報告を省略させていただきます。なお、後ほど会議録に整理させていただきますので、ごらんいただければ幸いです。

審査の結果でございますが、議案第18号 平成28年度斑鳩町一般会計予算についてと、議案第22号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての2議案は、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

その他の4議案は、満場一致で可決すべきものと決しました。

なお、討論となった議案第18号と議案第22号については、それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告するのが本筋かとは思いますが、本日の本会議において討論の申し出がありますので、割愛させていただきます。

委員の皆さまには、長時間にわたり終始熱心にご審査を賜りましたことに感謝を申し上げます。

理事者の皆さまには、予算委員会での貴重なご意見、ご提案につきまして真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映させていただきますことをお願い申しあげ、予算審査特別委員長のご報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

議案第1号 斑鳩町行政不服審査法施行条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第2号 斑鳩町史編さん委員会設置条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第6号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第8号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第9号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第10号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第11号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第12号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に

ついてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第14号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第15号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第16号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第17号 平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第18号 平成28年度斑鳩町一般会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) それでは、議案第18号 平成28年度斑鳩町一般会計予算についての反対意見を申し上げます。

斑鳩町の新年度の子育て支援の各施策は評価できる点も多く、他の市町村に比べ進んでいる状況については高く評価できるものです。しかし、8点の問題点について、意見を述べます。

1点目は、新規事業の学習支援についてでございます。これには利用料の負担が設けられています。この利用料の徴収は、経済的な理由による私設の塾などを利用しにくい低所得家庭の子どもたちを支援するというこの制度の根本的な理念や趣旨に反しているものと考えます。当初の提案からは、利用料の免除の対象者の緩和や拡大が検討され、充実されてまいりました。その姿勢は評価できますが、予定の利用者数から見ると、利用料の徴収の予算は40万6千円であり、町の予算規模からして、これを無料にすることは可能であると思われまます。引き続き、無料化を求めておきたいと思ひます。運用面での措置を検討できるよう、重ねて要望いたします。

2つ目は、30人学級についてでございます。小中学生をお持ちの保護者の心配ごとは、子どもたちのクラスでの友だちとのかかわりもさることながら、担任の先生とのかかわりがいかに潤滑であるかではないでしょうか。クラスの児童数がふえることで教師の負担が増し、それが子どもたちに大きく影響すると思われまます。アンケートの調査で

は、約半数がわからないと回答をいたしました。小学校では反対の声がこれに次いでおります。義務教育の9年間をより充実した学校環境を保証するならば、斑鳩町での子育てを希望する方がふえるのではないのでしょうか。私は早期に30人学級編制に戻していただくように強く要望いたします。

次に、3点目として、シルバー人材センターへの発注の問題です。昨年の決算審査の際にも求めたように、実際に作業されている方が受け取る金額、割戻し単価の改善がなされておりません、町が、地域の低賃金につながるような金額で発注していることは、問題ありと考えています。新年度予算にこのことが生かされておらず、容認できません。

4点目は、マイナンバーシステムの導入に関連をして、コンビニでの交付サービスが計上されていますが、制度自体の安全性が確認されないまま導入がされることに危惧を覚えます。全国のコンビニで発行できるという利便性に対して、比べようもないほどの危険性を感じております。コンビニ交付サービスについては、反対でございます。

次に、5点目です。学童保育の利用者が増大していることで、指導員の充実等の説明がありました。保育園のみならず幼稚園での子どもの送迎を祖父母等が担っておられる例が数多く聞かれています。両親が共働き、特に女性の就労が増加し、時間的にも、また勤務地についても多様となっております。社会参加の面は当然ながら、収入のために働かざるを得ない状況にあります。学童保育の時間延長は、子育てをしながら仕事を続けていくためには、切実な要求でございます。新年度予算に生かされていないことに納得できません。

また、部落解放研究集会への負担金も問題あると考えています。いかるがパイパスについては、住民合意を基本とし、東側の計画変更を求めるものでございます。町行政全般にわたり、民営化が大幅に増加しております。コンサルタントへの委託業務もめじろ押しです。民間委託が全て悪いとは思っておりません。しかし、民間業者の目的は利益を上げることであり、住民サービスの向上や福祉の充実を目的としている自治体の公共事業との相違点でございます。

町立保育園も民営化が検討されているようで、これも容認できません。町の方針として民間委託化が進めば、その分、人員が減る、それによって業務量がふえる、正規職員が退職すると、補充は臨時職員となる、こういった循環については好ましくないと思っております。政府の方針により、他の自治体でも同じような傾向が見られます。斑鳩町の職員の皆さんの能力と勤勉、熱意の高さは、町民の間でも定評あると思っております。民間委託の方向が果たして町民の意向なのか、慎重に検証していかなければならないこ

とと考えております。

予算に示された事項については、評価できることも多くありました。しかし、一括提案により反対の表明をしなくてはなりません。申し述べました問題点については、賛成できないことを示し、私の反対意見といたします。議員皆さまのご賛同をお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） 議案第18号 平成28年度斑鳩町一般会計予算に賛成する立場から意見を申しあげさせていただきます。

町の平成28年度一般会計予算は、住民に最も身近な自治体として、住民生活の安定を最優先に考えた住民サービスを継続的・効果的に展開しながら、世界遺産法隆寺を核とした観光地域づくりを目指す予算を編成されたものと認識しております。

その一例を申しあげますと、新たに、妊娠から出産・子育てにわたる切れ目ない支援や育てにくさを感じる親に寄り添う支援、子育て応援アプリシステムの導入など、出産・子育てに対する支援の充実に取り組まれています。

また、小中学校において、国の基準を上回る少人数学級の編制に加え、新たに、退職教員等による学習支援事業の実施や小学校トイレの洋式化、町立幼稚園の給食実施に向けた検討など、さらなる教育の充実に努められております。

また、住民活動団体の時代のニーズにあった新しい活動を支援するために住民活動提案制度を導入されるとともに、生き生きプラザ斑鳩において住民活動センターを開設し、より一層住民と行政の協働のまちづくりを推進されております。

さらに、活力とにぎわいのあるまちづくりでは、新規創業やリーダー・後継者の育成、子育て女性等の就業や起業等を支援するため、テレワーク機能を備えた（仮称）創業支援センターの整備に取り組まれるとともに、町単独事業によるプレミアム付商品券発行の支援など、地域経済の活性化にも取り組まれております。

以上のことから、平成28年度一般会計予算（案）は、いつの時代も安心して快適に暮らせるまちの実現に向けて予算を編成されるものと評価しております。

町におかれましては、子どもたちが将来困らない斑鳩町を目指し、これら一つひとつを住民に丁寧の説明され、ご理解を得る中で進められることをお願いし、私の賛成意見とさせていただきます。議員の皆さま方、ご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。



本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。

よって、議案第18号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第19号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第20号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第21号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第22号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○ 1 1 番（濱真理子君） それでは、議案第 2 2 号 平成 2 8 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての反対意見を申し述べます。

後期高齢者医療制度については、制度自体に反対の意見を持っております。年齢によって医療を受ける権利を差別するもので、世界的にも類を見ない制度であります。保険給付が増加すると、連動して保険料が上がり、4 回目の見直しとなります。

高齢者に対する支援の充実を求めて、医療と介護のチームワークで健康寿命を伸ばす取り組みが進められております。専門家が担う範疇は大きく、特に医師等の的確な判断と指導が欠かせません。

年を重ね、身体的な衰えが加速し、罹患率が高まり、その反対に治癒力が下がってまいります。誰もが必ず年をとり、将来への不安を何かしら抱いておられることと思えます。年金の切り下げ、消費税の増額ばかりではなく、子どもたちの扶養支援能力も不安定であることから、この不安は増大しているのではないのでしょうか。

医療費の負担が増せば、おのずから受診の抑制はふえてまいります。かつて高齢者の医療費無料の制度がありました。その後、制度が改定するたびに負担が増大しております。現政府の高齢者政策は国民の将来への不安を増加させるものであり、年金制度と同様に信頼できかねるものとなってまいりました、この不安が健康寿命へもたらす弊害はいかばかりかと危惧いたすものでございます。

広域連合に変わっての業務であることは承知しておりますが、申し述べました理由により反対を表明いたします。皆さまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

6 番、平川議員。

○ 6 番（平川理恵君） 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度の運営主体は県内の全ての市町村が加入する広域連合であり、資格の管理、保険料の賦課決定、医療の給付を行っており、保険料率の改正についても、広域連合の議会の議決を得て決定されたものであります。市町村は、法令の規定により特別会計を設置し、町民の身近な窓口として、保険料の徴収事務、その他各種申請の受け付けや保険証の引き渡しなどを行っているものであります。

平成 2 8 年度予算については、広域連合が行う後期高齢者医療制度の財政運営及び町の事務執行に必要な予算が適正に措置されており、特段に反対する理由もないことから、本特別会計予算に賛成するものであります。

町におかれては、町民の最も身近な窓口として高齢者の相談などには丁寧に対応していただくようお願いいたしまして、私の賛成意見といたします。議員の皆さまのご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第22号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第23号 平成28年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第24号 財産の無償譲渡についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第25号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第26号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者

の指定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、認定第1号 町道認定及び路線変更についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布いたしております、追加日程1. 発議第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について、追加日程2. 発議第2号 精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書について、追加日程3. 発議第3号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書について、追加日程4. 発議第4号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第1号、追加日程2. 発議第2号、追加日程3. 発議第3号、追加日程4. 発議第4号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、宮崎建設水道常任委員長。

○1番（宮崎和彦君） それではまず、議案書を朗読させていただきます。

発議第1号

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成28年3月18日提出

建設水道常任委員会

委員長 宮崎 和彦

それでは、意見書を朗読することで説明とさせていただきます。

#### 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組みを計画的かつ円滑に進めることはとても重要である。

しかしながら欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化割合は著しく低く、近年異常気象等の災害による電柱の倒壊に伴う救援救助等への影響や、いたましい通学児童の交通事故、急激なインバウンド効果による海外観光客の増加などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。

つきましては、国会におかれましては、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法立案の早期成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

奈良県斑鳩町議会

皆さまの賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致をもって可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第1号の可決により、陳情第1号 無電柱化の推進に関する法整備を

求める意見書の議会決議については採択されたものとみなします。

続いて、追加日程 2. 発議第 2 号 精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2 番、小林厚生常任委員長。

○ 2 番（小林誠君） 追加日程 2. 発議第 2 号につきまして、提案説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第 2 号

精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書について  
標記について、地方自治法第 109 条第 7 項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 28 年 3 月 18 日提出

厚生常任委員会

委員長 小林 誠

意見書の朗読をもちまして、私も提案説明とさせていただきます。

精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

国の障害者支援施策においては、身体障害、知的障害及び精神障害の 3 障害一元化が基本方針です。しかし、JR や大手民営鉄道、航空機等の公共交通機関における全国統一の運賃割引制度については、身体障害者及び知的障害者は適用になっているものの、精神障害者は除外されており、障害の種別による支援の内容に差があります。

精神障害者家族会の全国組織である公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の全国調査では、精神障害者は就労が困難で所得保障も乏しく、経済的負担からデイケアや作業所も利用せず、外出を控えている実態が明らかになっています。

平成 26 年 2 月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行されます。

しかし、国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されても、なお、精神障害者を障害福祉サービスや障害者施策の対象から除外されるならば、精神障害者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰えてしまいます。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用を実現するため、公共交通事業者に対しまして適切な措置を講ずるよう求めるなど、積極的に取り組むよう要望する意見書でございます。

議員皆さまのご賛同をいただきますようお願いをさせていただきます、今回の提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、満場一致をもって可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第2号の可決により、陳情第2号 精神障害者の交通運賃に関する請願書については採択されたものとみなします。

続いて、追加日程3. 発議第3号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第3号の提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第3号

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成28年3月18日提出

議会議員

濱 眞理子

木澤 正男

それでは次に、意見書を朗読させていただきます。

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書

治安維持法は、国民主権を唱え、戦争に反対し、平和を求めてたたかった政党、団体や個人を根絶するねらいで1925年（大正14年）に制定された稀代の悪法でした。

治安維持法が制定された1925年から廃止された1945年までの20年間に政党、労働組合、農民組合、宗教団体等をはじめ、平和主義者、知識人、文化人など数十万の

人々が逮捕され、送検された人は7万5681人（起訴5162人）、警察署で虐殺された人95人、刑務所・拘置所で虐待・暴行・発病などによる獄死者は400人余にのぼっています。奈良県でも水平社運動の活動家をはじめ数百名の人々が逮捕・拷問・投獄されました。治安維持法により国民の声は封じられ、戦争が拡大され、その結果、日本は十五年戦争で310万人の日本人と2000万人のアジア諸国民を殺害し、はかり知れない惨禍をもたらしました。

日本が敗戦にあたりポツダム宣言を受諾したことにより、治安維持法は反人道的、反民主的で軍国主義を推進した最大の悪法として廃止され、この法律によって有罪判決を受けた人々は「将来ニ向テソノ刑ノ言渡ヲ受ケザリシモノト見做ス」とされました。にもかかわらず、戦後日本の歴代政府は、治安維持法が人道に反する悪法であったことも、いまだに認めようとはしていません。

諸外国では、ドイツは「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法にもとづいて、今も戦犯を追及し、犠牲者に謝罪し賠償を行っています。韓国では、治安維持法による逮捕投獄者には、民族独立に貢献した愛国者として大統領が表彰し、懲役1年以上の刑を受けた犠牲者には年金を支給しています。イタリアでは実刑を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給しています。また、アメリカ、カナダでも強制収容した日系市民に謝罪し、補償しています。

よって、政府は、再び戦争を許さぬ証として、日本国憲法第17条「何人も公務員の不法行為により、損害を受けたときは法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる」の規定に則り「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定し、一日も早く治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

奈良県斑鳩町議会

ということですが、陳情書にもありますように、斑鳩町でも5人の方が治安維持法の犠牲となっています。それから、この間ですね、少し意見を聞く中で誤解があるように感じたのですが、この治安維持法につきましては、特定の思想や政党だけを対象に弾圧を加えたものではありません。信仰の自由や言論、表現、こういったものの自由を抑圧し、戦争反対や主権在民を唱えるなど、当時の天皇制や軍国主義に対して批判的な言動を行ったものを徹底的に弾圧したものであり、その中には、意見書にも、案にもありま



したが、宗教活動や水平社活動なども含まれており、こうした国民の権利を著しく侵害したものであることは、その歴史を見ても明らかであり、日本弁護士連合会人権擁護大会でも、国家賠償の正当性が決議をされています。また、同じく陳情書にありますように、この生駒郡でも既に、斑鳩町を除く、平群町、三郷町、安堵町で同様の意見書が採択されており、ほかにも県下複数の自治体で意見書が採択されていることもあわせて強調しておきたいと思えます。

どうぞご審議いただき、議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 発議第3号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） それでは、発議第3号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

繰り返しになりますが、治安維持法は大正14年から昭和20年までの約20年間続いた法律であり、第2次世界大戦の敗戦の際のポツダム宣言受諾の中で廃止された経緯があります。

現在の平和憲法下において当時のことを振り返ってみますと、治安維持法がいかに多くの人を苦しめた法律であったということはわかります。しかしながら、なぜそのような法律が必要であったのかという歴史の流れをきちんと理解する必要があるかと思えます。

その当時の情勢を考えてみますと、ソ連、コミンテルンが台頭してきた時期であります。その波は日本にも迫ってきておりました。ソ連、東欧、中国など共産圏でどれだけの人間が殺害されたのか、今では明らかになっています。しかし、当時の日本にはそれを見抜いて治安維持法をつくり、共産化を断固阻止したのです。現在から見ると悪法であるが、その当時の情勢を考え、治安維持法をつくる必要性があったと先人は判断したわけですから。

また、治安維持法の罪を犯したものを一律に日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対したものとするにも躊躇せざるを得ません。

以上のことから、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書の提出について反対するものであります。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書の賛成意見を述べさせていただきます。

1925年から45年までの約20年間に数十万の人々が逮捕をされました。平和主義や知識人、その数は大変な数で、その中で拷問や暴行、虐待を受けた、そういった方も多数にあがっております。奈良県でも約数百名の人々が逮捕され、拷問をされ、投獄をされました。斑鳩町でも5人の方がこの犠牲となっております。青木康次さんがそのお一人でございます。奥様もまた該当されていらっしゃると思います。

この青木康次さん、お孫さんが生前にこの青木さんにお尋ねになったことがあります。おじいちゃんに対して、怖くはなかったのかというふうにお聞きになったそうです。青木康次さんは、私には日本の未来が見えていたから、自分の行いに確信を持っていた、だから怖くはなかった、屈することはなかったというお話をされたそうです。

戦後、日本はポツダム宣言を受諾し、この最大の悪法と言われる治安維持法が廃止されました。しかし、にもかかわらず、日本の歴代の政府は、この治安維持法が悪法であったこともいまだに認めようとはしていません。そして、この犠牲者に対する謝罪も補償も行っていないのが現状でございます。ドイツでも、またイタリア・アメリカ・カナダなどでもこの犠牲者に対する謝罪や補償が行われています。今、日本の政府は、この治安維持法犠牲者国家賠償法、これを早くを制定をし、一刻も早く犠牲者に対する謝罪と賠償を行うよう強く求めていきたいと考えています。

どうぞこの意見書に賛同いただきますよう、議員皆さまにお願いをする次第です。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、発議第3号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、追加日程4．発議第4号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君）　まず、議案書を朗読いたします。

発議第4号

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について  
標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決  
を求めます。

平成28年3月18日提出

議会議員

濱　眞理子

木澤　正男

続いて、意見書の案文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書

厚生労働省は一昨年「全国消費者物価指数」（+2.7%総務省）を受けて昨年2015年度年金を0.9%増額決定しました。しかし、物価の上昇が2.7%上がったにも関わらず、年金は0.9%しか上がりませんでした。実質的には年金が削減されたと言えるこの改定は、「マクロ経済スライド」の適用によるものです。高齢者、年金生活者が急増するなか、年金引き下げは国民の生存権をも脅かす、切実な問題です。また、政府は「マクロ経済スライド」を使ってこの先30年間年金を下げ続けることを見込んでいます。さらに、このしくみをデフレ経済下でも適用できるようにする見直し法案も予定しています。この先30年間にわたる毎年の年金削減は、現受給者のみならず、将来の受給者の大きな不安であります。よって、下記項目について実施、実現されたく強く要望いたします。

記

1. 年金の削減を取りやめ、そのための「マクロ経済スライド」を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

奈良県斑鳩町議会

議員皆さまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君）　発議第4号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

13番、奥村議員。

- 13番（奥村容子君） 発議第4号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

年金は、物価が上がればその支給額を上げ、物価が下がれば支給額を下げるのが本来のルールであります。しかしながら、平成11年から13年までの間に物価が下落したにもかかわらず年金額が据え置かれたことから、この特例水準を平成25年度から平成27年度までの3年間で解消しているところであり、平成27年度の年金改定が0.9%アップになったのは、マクロ経済スライドだけが理由ではないと聞いております。

また、年金のマクロ経済スライドは、少子高齢化に向かい年金財政の安定化が求められる中で、将来の年金受給者である現役世代の年金水準を確保し、世代間の公平を図るために、国において十分考えられた制度であり、このような措置はやむを得ないものと考えます。そのことから、意見書案の内容には反対意見とさせていただきます。議員の皆さまのご賛同をよろしくお願いをいたします。

- 議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

- 12番（木澤正男君） それでは、発議第4号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

政府は、特例水準の解消という名目で、2013年12月に1.0%、2014年6月に0.7%、昨年4月に0.8%、計2.5%、総額1兆3千億円の年金削減を実施しました。現役世代では、国民年金保険料の引き上げが続く中で未納率が4割に達し、免除者や未加入者も含め、保険料を払っていない人及び払えない人が1千万人を越えるなど、制度の空洞化が進行しており、無年金者も100万人にのぼっています。また、老齢基礎年金だけの人は800万人で、その平均年金額は5万円以下となっており、生活保護基準を下回るような低年金や、また、無年金の問題は大変深刻な状況です。

このような状況であるにもかかわらず、アベノミクスによる物価の大幅上昇の中で、政府は、昨年4月にマクロ経済スライドを初めて発動させました。これは、2004年に自民・公明政権が100年安心の年金と言い、公的年金の被保険者の減少率と平均余命の伸び率に合わせて調整率を設定し、物価賃金が上がっても調整率を引いた年金額とする、いわば年金を自動的に削減・抑制するシステムとして導入した制度です。その当時以来、100年安心の年金と言っていますが、私は年金生活者のあすの生活をも脅か

す制度の改悪だと考えています。

ちなみに、2025年までのスライド調整率の見込みは0.9%となっています。つまり、物価や賃金の上昇率が0.9%以上であれば、無条件にそこから0.9%引き下げるといえるものです。さらに、2004年にこの制度を導入して以来、デフレの影響でマクロ経済スライドが発動されてこなかったことから、過去の物価下落分としてさらに0.5%の引き下げを加えました。2015年度で見ると、物価上昇率が2.7%、賃金上昇率が2.3%となっています。本来ならば、物価や賃金の上昇と同じように年金も引き上げが行われるはずなのに、マクロ経済スライドが発動されることによって、過去の物価下落分を理由にした0.5%の年金削減分とマクロ経済スライド調整率0.9%を合わせて1.4%の年金の引き上げが抑制され、物価と賃金のうち低いほうの上昇率である2.3%引く1.4%の0.9%に年金の上昇率が抑えられる形となりました。結果から見ると、物価の上昇とかけ離れてしまっており、年金受給者の生活を脅かすことにつながっています。

また、この間、消費税増税と生活必需品の値上げが相次ぎ、国民健康保険や介護保険料などの値上げの中で強行され、多くの高齢者が2重、3重に困難な生活を強いられることになっています。その上政府は、今後、物価が下がった場合にもマクロ経済スライドを発動させる新たな仕組みの導入や、年金支給開始年齢の先送りなど、さらなる年金削減案も検討されている状況です。

政府は、マクロ経済スライドを基礎年金部分について向こう30年にわたって適用し、年金を下げ続けようとしています。このままいくと、全国民の4分の1に当たる年金受給者のみならず、これから年金を受給することになる現役世代まで影響が及び、現在35歳の青年が年金受給者となる時に受け取る年金水準は、現在よりおよそ30%低い水準になってしまいます。こうした安倍政権の際限なき年金削減・抑制は高齢者の貧困をますます深刻化させ、さらに、年金を当てにできない、だったら最初から保険料を払わないほうが良いという若い世代にまで年金不信を拡大し、年金制度の存立基盤を根底から掘り崩しかねません。

また、さらに大きな問題として、公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人が、2015年7月から9月期の運用損益が7兆8,899億円の赤字に転落したと発表しています。安倍政権が進めた公的年金による株価つり上げ政策が年金に巨額の損失をもたらしています。国民の年金をマクロ経済スライドを発動して抑制しながら、国民の納めた保険料である積立金を政権維持のために危険にさらす姿勢が厳しく問われて

いますし、今後30年間、毎年およそ1%の年金削減は許されるものではないと考えます。

この間、住民の皆さんから、年金をなんとかしてほしい、このままでは生活できないなど悲痛な声が寄せられてきました。この斑鳩町でも、年金制度の改悪によって苦しめられている住民がたくさんいます。ですから、斑鳩町議会として、住民生活を守るという立場に立ち、年金の削減中止とともにマクロ経済スライド制度を廃止し、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を国に強く求めていくべきだと考えます。

以上、この意見書に対する私の賛成意見とさせていただきます。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、発議第4号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、日程4．各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

続いて、日程5．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第

75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長(小城利重君) 平成28年第1回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には斑鳩町行政不服審査法施行条例についてなど32議案を提出させていただきましたところ、議員の皆さまには去る2月29日から本日までの19日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。施策の推進に当たりましては、職員ともども一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

彼岸になりましたが、まだまだ肌寒い日や天候不順の日が続きますので、議員の皆さんにはくれぐれもお体をご自愛くださいますようご祈念申しあげ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(中西和夫君) これをもって、平成28年第1回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時24分 閉会)